景観法及びさいたま市景観条例に基づく届出等について

さいたま市では、「さいたま市景観計画」及び「さいたま市景観条例」に基づき、一定規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等及び物件の堆積を行う行為者に届出等を行っていただくことにより、優れた都市景観形成への誘導を図っています。

以下、「届出対象要件」に該当する場合には、行為の届出が必要となります。行為の届出等にあたっては、**北部/南部都市計画事務所都市計画指導課**が窓口となります。

なお、様式はさいたま市のホームページに掲載しています。

<u>さいたま市のトップページン暮らし・手続きンまちづくり・交通ン都市景観ン「さいたま市景観計</u> 画」の策定・「さいたま市景観条例」の制定

		建築物	工作物	宮原景観形成特定地区	物件の堆積
	区域	市内	全域	北区宮原町1丁目及び 植竹町1丁目の各一部	市街化調整区域
届出対象 行為の 要 件 ^{種 類}		・新築、増築、改築若しくは移転 ・外観を変更することとなる修繕若しくは模様替 ・色彩の変更			
(高さ又は建築 面積等の要件の いずれかに該当 する場合)	高さ	高さ12mを超える	高さ12mを超える (建築物と一体の場合は4m を超え、かつその工作物の 上端が12mを越える)	全てのもの	物件の堆積の高さが 1.5mを超える
	面積	建築面積が 1,000㎡を超える	築造面積が 500㎡を超える		敷地面積が 500㎡を超える
行為の届出から 完了検査までの 流 れ		① 事 前 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 5 5 5 6 7 7 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8	行為前 番手提出 「一」」 「一」 「一	※この協議により、「た適合させてくます。」 「一適合させてくます」を 一個ではいます。 一個ではいます。 一個では、一個では、 一面では、 一面では、	認したい事項を担当 の、計画を設計画では、 事前協議の申出書 の 計画を設ける。 の 着手は、届出かでに、第6号]」を提 でに、第6号]」を提 でに、第6号]」を表 でに、第6号]」を表 でに、第6号]」を表 でに、第6号]」を表 では、第6号]」を表 では、第6号]」を表 では、第6号]」を表 では、第6号]」を表 では、第6号]」を表 の 表
		 ※ ①~⑤まで北部/南部都市計画事務所都市計画指導課が担当窓口となります。 ※ 行為の届出等の詳細については、「さいたま市景観計画届出の手引き」で解説しています。手引きは、都市計画課、北部/南部都市計画事務所都市計画指導課で配布しています。なお、さいたま市のホームページ(様式と同ページ内)からもダウンロードすることができます。 			

※届出等に関するお問合せは、<u>北部</u>/南部都市計画事務所都市計画指導課までお願いします。

行為の場所が「西区」・「北区」・「大宮区」・「見沼区」・「岩槻区」の場合、**北部都市計画事務所都市計画指導課(Tel:048-646-3178)** 行為の場所が「中央区」・「桜区」・「浦和区」・「南区」・「緑区」の場合、**南部都市計画事務所都市計画指導課(Tel:048-840-6178)**